

私立専修学校運営費補助金交付要綱（昭和56年3月3日
岩手県告示第285号）

〔沿革〕 昭和62年9月1日告示第728号改正
平成6年5月27日告示第464号改正
平成14年12月3日 一部改正
平成27年3月23日 一部改正
平成28年5月9日 一部改正
令和6年3月27日 一部改正
令和8年2月26日 一部改正

（目的）

第1 私立専修学校における教育の振興を図るため、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）又は同法第152条第5項に規定する法人（以下「準学校法人」という。）が専修学校を運営する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

（補助金の交付の対象及び補助額）

第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助額は、次のとおりとする。

経 費	補 助 額
1 運営費 学校法人又は準学校法人が専修学校（高等学校又は大学（短期大学を含む。）に進学することを目的とする専修学校を除く。）を運営する場合に要する経常的経費（国又は地方公共団体の他の経常的経費に対する補助事業等の対象となる学科に要する経費を除く。）のうち、人件費（役員報酬及び退職金を除く。）、教育管理経費及び設備費（車両設備費を除く。）	定 額
2 専修学校（高等課程）不登校対策等経費 学校法人又は準学校法人が専修学校（高等課程）を運営する場合に要する経常的経費（国又は地方公共団体の他の経常的経費に対する補助事業等の対象となる学科に要する経費を除く。）のうち、不登校対策等に要する人件費（役員報酬及び退職金を除く。）	定 額

（申請の取下期日）

第3 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（財産の処分に係る制限の期間）

第4 規則第19条第1項に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

（立入検査等）

第5 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（書類の整備等）

第6 補助事業者は、補助金事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなけ

ればならない。

(前金払)

第7 補助事業者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、私立専修学校運営費補助金前金払請求書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第8 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

別表（第8関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	私立専修学校運営費補助金 交付申請書 1 私立専修学校運営費所要額調書 2 その他知事が必要と認める書類	第1号 第2号	1部	補助金の交付を受けようとする年度の11月30日
規則第13条第1項の規定による書類	私立専修学校運営費補助金 請求（精算）書 1 私立専修学校運営費支出済額調書 2 その他知事が必要と認める書類	第3号 第2号	1部	当該事業を完了した日（規則第6条第1項第3号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日）から30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日まで